

川崎市立学校教育職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令（案）

川崎市立学校教育職員の人事評価に関する規程（平成18年川崎市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第40条第1項」を「第23条の2第1項」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

制 定 理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この訓令を制定するものである。

川崎市立学校教育職員の人事評価に関する規程の一部を改正する規程新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>○川崎市立学校教育職員の人事評価に関する規程 平成18年5月1日教委訓令第5号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第23条の2第1項の規定に基づき川崎市教育委員会が行う、市立高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手（以下これらを「教育職員」という。）の人事評価について必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、当該職員が職務上の課題を認識して主体的に職務に取組み、評価者がその職務遂行状況を公正かつ客観的に評価することにより、当該職員の育成及び能力開発を図り、もって学校組織の活性化に資することを目的とする。</p> <p>（以下 略）</p>	<p>○川崎市立学校教育職員の人事評価に関する規程 平成18年5月1日教委訓令第5号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第40条第1項の規定に基づき川崎市教育委員会が行う、市立高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手（以下これらを「教育職員」という。）の人事評価について必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、当該職員が職務上の課題を認識して主体的に職務に取組み、評価者がその職務遂行状況を公正かつ客観的に評価することにより、当該職員の育成及び能力開発を図り、もって学校組織の活性化に資することを目的とする。</p> <p>（以下 略）</p>